

北海道科学大学機関リポジトリ運用指針

(目 的)

第1条 北海道科学大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という）において作成された学術研究成果等（以下「学術コンテンツ」という）を収集し、電子的形態で恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより研究・教育活動の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理・運用は、学術情報センターが行う。

(登 録 者)

第3条 リポジトリに学術コンテンツを登録できる者（以下「登録者」という）は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) その他、図書館運営委員会が適当と認めた者

(コンテンツ)

第4条 リポジトリへ登録する学術コンテンツは、以下の要件を満たすものとする。

ただし、図書館運営委員会が認めた場合は、メタデータ（目録情報）のみであっても登録を認めるものとする。

- (1) 本学に関わる学術コンテンツであり、本学においてその主要な部分が作成されたもの又は登録者が作成もしくは作成に関わったもの
 - ア 学位論文
 - イ 学術論文
 - ウ 研究報告書
 - エ その他公開可能な研究・教育成果等
- (2) 原則として電子的形態で作成されていること
- (3) 法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないもの

(登録申請)

第5条 登録者は、申請書を学術情報センター長に提出し、登録申請を行うものとする。

2 学術情報センターは、登録申請された学術コンテンツについて、著作権その他の権利帰属及び制限等に支障が無いと判断した場合に登録を認める。

(登録された学術コンテンツの利用)

第6条 リポジトリに登録された学術コンテンツは、次の方法により利用する。

- (1) 全文複製し、書誌情報を付与し、リポジトリサーバに格納し、インターネットを通じて、複製物及び書誌情報を不特定多数に無償で公開する。
- (2) 私的利用のためのダウンロード、複製、引用等の著作権法で定める範囲内での利用を許諾する。
- (3) サーバに格納された学術コンテンツは、保存及び利用の円滑な維持を図るため、複製及び媒体変換等を行う。

(著作権)

第7条 登録者は、リポジトリに登録し公開する学術コンテンツについて、予め次の事項の許諾を得ておかなければならない。

- (1) 著作権その他の権利が登録者にのみ帰属している場合、登録者は第6条に定める利用を本学に対し無償で許諾するものとする。
- (2) 著作権者が複数の者に帰属している場合、登録者は第6条に規定する利用を本学に対し無償で許諾することについて、他のすべての著作権者から同意を得なければならない。
- (3) 著作権その他の権利が登録者以外の者に帰属している場合、登録者は第6条に定める利用を本学に対し無償で許諾することについて、権利者から同意を得なければならない。ただし、権利者が予め許諾の方針を示している場合は、この限りではない。

(責務)

第8条 リポジトリの登録に係る責務は、以下のとおりとする。

- (1) 登録するコンテンツが既に出版されている場合の著作権処理については、登録者が行う。

(削除)

第9条 リポジトリに既に登録・公開された学術コンテンツが次の要件のいずれかに該当する場合、学術コンテンツの一部又は全部を削除又は非公開とする。

- (1) 登録者から削除又は非公開の申請があった場合
- (2) 図書館運営委員会が登録・公開するうえで、不適切と判断した場合

(免責事項)

第10条 リポジトリでの学術コンテンツの登録・公開あるいは利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わないこととする。

(その他)

第11条 この運用指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館運営委員会で審議して定めることとする。

(改廃)

第12条 この運用指針の改廃は、学術情報センターの議を経るものとする。

付 則

- 1 この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この運用指針の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この運用指針の改正は、平成30年4月1日から施行する。